

総基事第 39 号（平成 20 年 2 月 25 日）により認可された業務に関する認可の条件「IP 電話サービスに係る番号ポータビリティの確保等」について、[別紙](#)のとおり検討結果を平成 20 年 9 月 30 日付けで総務省へ報告しました。

また、総基事第 38 号（平成 20 年 2 月 25 日）により認可された業務に関する認可の条件「コンテンツ配信向けサービスに係る技術的インターフェース等の共通化等の検討」については、ISP 事業者と現在協議中である IPv6 インターネット接続の実現方式に関する検討結果を踏まえる必要があることから、引き続き検討していく考えです。